

# 埼玉県消防広域化推進計画改定（案）

令和7年3月改定

埼玉県

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</b>	
1	市町村消防の広域化の必要性	1
2	消防広域化とは	1
3	消防広域化によって期待される効果	1
4	市町村の消防広域化に関する国の動向	5
5	市町村の消防広域化に関する埼玉県の取組	6
6	消防本部数の推移	9
7	消防広域化に対する懸念	10
<b>第2章</b>	<b>埼玉県内の消防広域化の状況</b>	
1	連携・協力の進捗	11
2	消防広域化の進捗	12
3	広域化した消防本部が得られた効果	14
<b>第3章</b>	<b>市町村消防の現況及び将来の見通し</b>	
1	人口動態の変化	17
2	火災出動	19
3	救急出動	20
4	救助出動	20
5	災害の激甚化、頻発化、大規模化	21
<b>第4章</b>	<b>消防の連携・協力の推進</b>	
1	連携・協力の必要性等	22
2	連携・協力の具体例	22
3	連携・協力の推進	24
4	県の取組	25
<b>第5章</b>	<b>消防広域化の推進</b>	
1	広域化のめやす	26
2	広域化対象市町村の組み合わせ	26
3	小規模消防本部の解消等	30
4	ブロックを超えた広域化	30
	※参考 消防広域化の実施手順	
<b>第6章</b>	<b>自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項</b>	
1	県の取組	31
2	国が行う財政支援	32
	※参考 広域化における財政支援の活用事例	

第7章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第8章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

消防広域化推進計画の推進期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

**資料編・・ 36**

参考資料1 埼玉県消防広域化推進計画策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37  
 参考資料2 埼玉県消防広域化推進委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37  
 参考資料3 消防組織法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38  
 参考資料4 市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）・・・・ 40  
 参考資料5 市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正について（通知）・・・ 45  
 参考資料6 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 49  
 参考資料7 市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）・・・・ 58  
 参考資料8 消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）・・・・ 60  
 参考資料9 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和6年4月1日現在）・・ 61  
 参考資料10 連携・協力の実績（令和6年4月1日現在）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62  
 参考資料11 消防吏員数・消防団員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64  
 参考資料12 埼玉県内の消防広域化の進捗（令和6年4月1日現在）・・・・・・・・・・ 65

## 第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 市町村消防の広域化の必要性

消防組織法第1条では、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と規定されています。

近年、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、感染症による救急需要のひっ迫等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要が増加してきています。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財産運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であり、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化等が期待されています。

### 2 消防広域化とは

消防広域化は、消防組織法第31条で「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義されています。さらに、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。」とされています。

消防広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合や広域連合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合における消防事務の追加、単独で消防事務を実施する他市町村への事務委託が考えられます。

なお、消防団については、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」第一、2において消防広域化の対象とされていません。

### 3 消防広域化によって期待される効果

消防広域化により、次のような効果が期待されます。

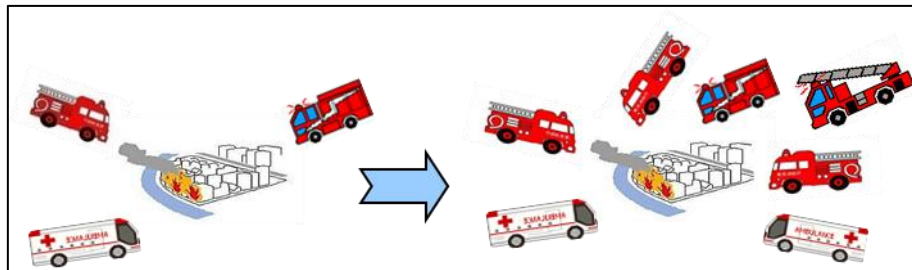
#### ○ 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有

火災が発生した時は、できるだけ多くの消防隊員と車両が迅速に現場へ到着し、一気呵成に消火活動を実施することが重要です。消防広域化によって、消防本部の隊員数及び車両台数が増えると、119番通報を受けてすぐに、多くの隊を投入することができるようになります。これにより、早期に消火でき、近隣家屋等への延焼を防ぐことができます。

○ 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

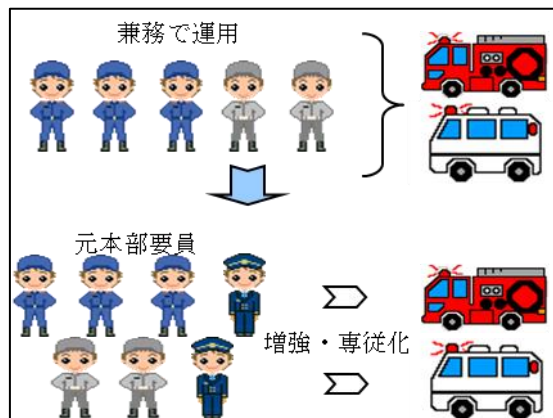
コロナ禍など感染症拡大時に見られたように救急搬送の需要拡大時等における資機材や人員増への対応など、あらゆる事態に備えて運用可能な部隊の充実が消防業務にとって、重要な課題となっています。

また、市町村境界をまたぐ災害が発生した時、各市町村の消防本部がそれぞれに活動するより、消防広域化によって統合した組織のひとつの指揮命令下で部隊を運用する方が、効果的に対応することができます。



○ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防広域化を行うと総務管理部門が統合され、指令も一元的に運用されることとなります。これにより、本部機能に係る職員体制がスリム化され、その分を現場へ配置転換することができるようになるため、活動隊の増隊や隊員の専従化が可能になります。



○ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化

消防の業務のうち、防火対象物の査察や火災原因調査といった予防業務は専門性が高いため、専任職員を育成し、高い専門性を身に付けさせることが必要です。また、救急業務は、高度な専門性を持った救急救命士の育成が求められています。

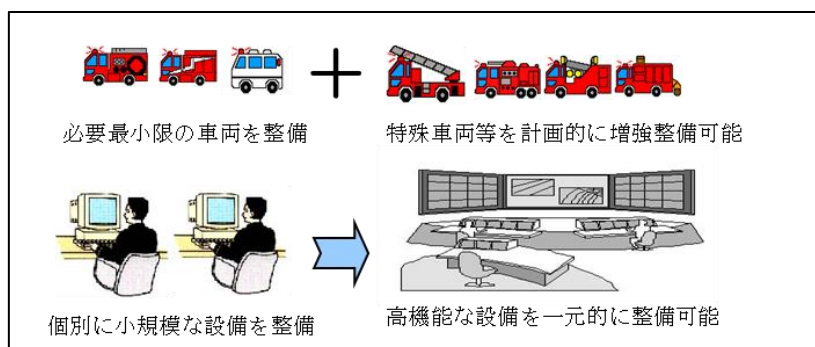
しかし、職員の少ない消防本部では、専任職員を育成、配置することが難しいのが実情です。

消防広域化によって人員に余裕が生まれると、こうした専任職員を配置し、育成することが可能となります。



○ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

多岐に渡る災害に対応するためには、はしご車などの特殊車両の整備が必要です。特殊車両は高額であるため、小規模な消防本部では一般的に購入及び維持するための予算確保は厳しい面がありますが、消防広域化により財政規模が大きくなることで、高額な車両や資機材を導入しやすくなります。



○ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

消防本部の管轄区域内において、どの署所からも遠隔地になってしまう、いわゆる空白地区があっても、財政規模や職員数などを考慮すると容易に署所を増やすことはできません。一方で、管轄区域境に近隣消防本部の消防署所が立地していることがあります。

消防広域化によって管轄区域が広がることで、より広域的な視点で署所の配置が可能になり、現場到着時間の短縮に繋がります。

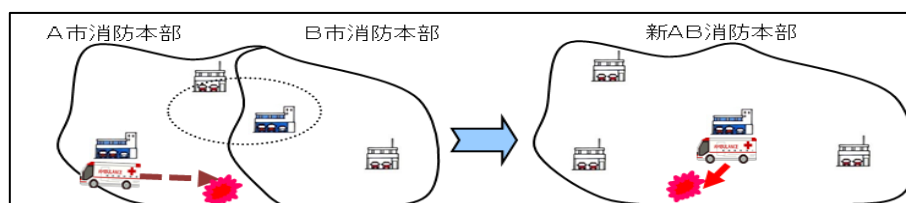
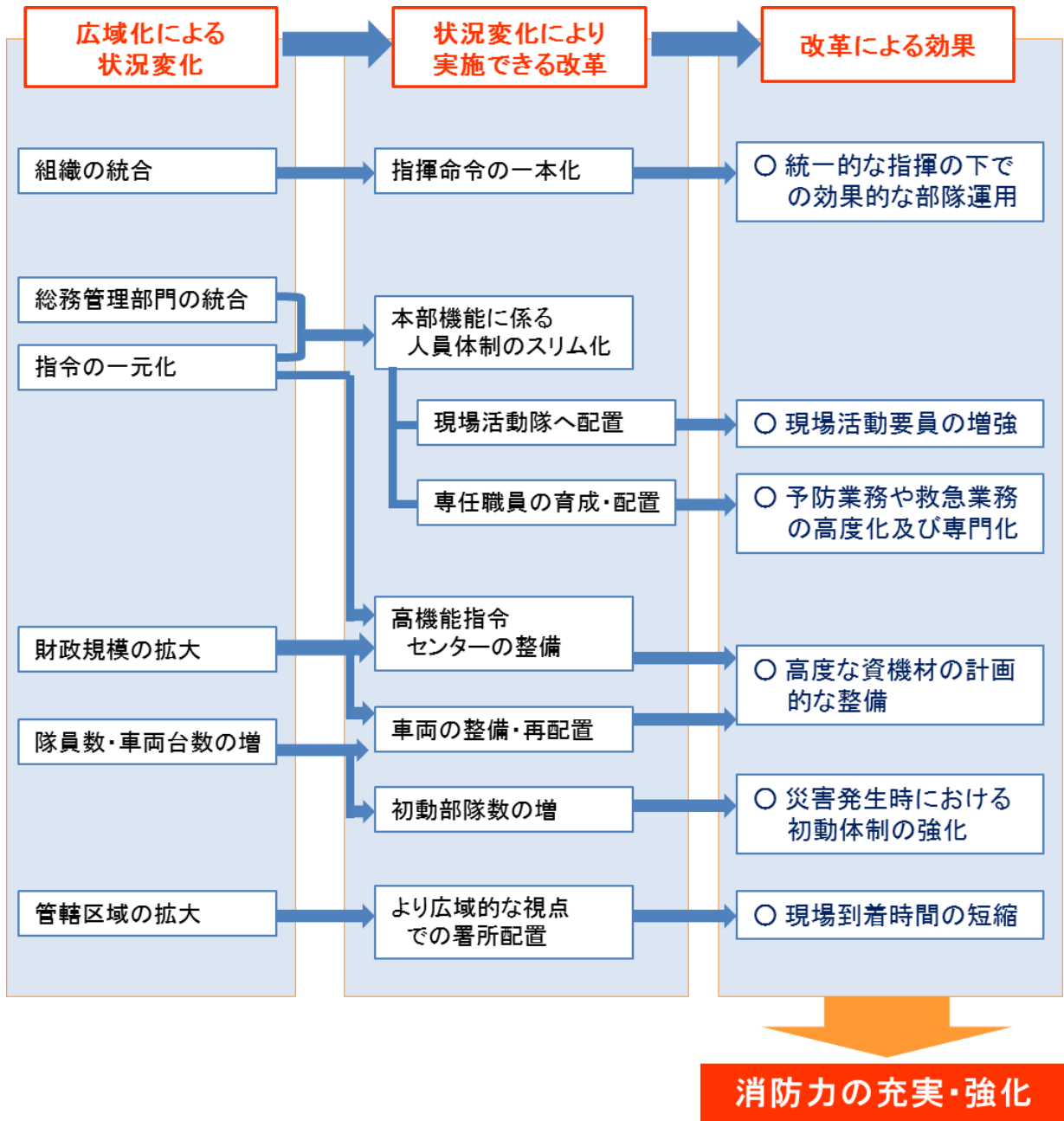


図1 消防広域化により期待される効果のイメージ



#### 4 市町村の消防広域化に関する国の動向

##### (1) 消防組織法の改正

国は、平成18年（2006年）6月に消防組織法を改正し、消防本部の規模を大きくすることにより消防体制の一層の充実強化と高度化を図る、消防の広域化を推進することとしました。さらに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、消防広域化の推進に当たり、都道府県において消防広域化推進計画を策定することとしました。その後、平成25年（2013年）、平成30年4月（2018年）、令和6年4月（2024年）に基本指針を改定しました。

##### (2) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（「基本指針」）の改正

国は、令和6年（2024年）4月1日に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し計画の推進期限を令和11年（2029年）4月1日としています。

指針では、消防を取り巻く現状認識を災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等に的確に対応、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があるとしています。

しかし、人口減少社会の到来、高齢化の進展、激甚化・頻発化する自然災害等への対応等に鑑み、「国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有力な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。」としています。

また、消防広域化の推進のため、市町村に、自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えることを求めています。

都道府県には、この分析を生かしながら積極的にリーダーシップを発揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むこととされ、あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことについても推進し、必要な支援をするよう求められています。

#### 【基本指針の主な内容】

##### ・広域化対象市町村の組合せ

市町村の消防の広域化の規模は、「全県一区」での広域化が理想的な消防本部のあり方ともいえるが、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などを考えると、管轄人口30万人以上の規模を目標とすることが適当であるとしています。

その上で、まずはおおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定め、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定める、としています。

また、消防の連携・協力を実現している地域や今後検討している地域の状況も考慮し広域化対象市町村の組み合わせを検討することが必要としています。



・消防広域化重点地域の指定

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいとしています。

- (1) 特定小規模消防本部（消防吏員数が50人未満の消防本部）
- (2) 非常備市町村
- (3) 消防の連携・協力の実施地域
- (3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、県内には(1)特定小規模消防本部、(2)非常備市町村のいずれもありません。

## 5 市町村の消防広域化に関する埼玉県の取組

### (1) 埼玉県消防広域化推進計画の策定

平成18年（2006年）6月の消防組織法改正、7月の市町村の消防の広域化に関する基本方針を受け、平成19年（2007年）6月に埼玉県消防広域化推進委員会を設置し、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画（以下「当初計画」という。）を策定しました。

当初計画では、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを活かせる規模の管轄面積と人口を有する消防本部を構築する必要から、その基準を政令指定都市（管内人口50万人）の規模としました。

その上で、市町村の意向や地理的特性や歴史・生活圈等に留意して、県内を7つのブロックに区分けし、広域化することを目標としました。

併せて、ブロック単位での指令業務共同運用についても検討していくこととしました。

当初計画の推進期限は、国の指針を受け、平成25年（2013年）4月1日としました。

その後、平成31年3月に消防広域化をさらに推進するため、当初計画を改定し推進期限を令和6年4月1日までとしました。

### (2) 市町村説明会等の開催

当初計画策定後、各消防本部消防長との意見交換会、市町村事務担当者への説明会を実施した後、ブロックごとに連絡会議を開催しました。

この連絡会議を契機に、2つのブロックで消防広域化協議会が設立され、消防広域化へとつながりました。その後、さらに2つの地域で消防広域化への動きが生まれ、県では、これらの地域を重点化地域に指定し、消防広域化協議会開催に係る経費の一部を補助する制度を新設するとともに、国の財政支援を受けられるようにしました。この結果、2地域ともに消防広域化を実現しました。

また、小規模消防本部とそれに近接する消防本部に働きかけて広域化勉強会を開催し、消防広域化のメリットや広域化を実施する上での課題の検討等を行いました。

平成28年度（2016年度）：坂戸・鶴ヶ島消防本部、西入間広域組合消防本部

平成29年度（2017年度）：川口市消防局、蕨市消防本部、戸田市消防本部

平成30年度（2018年度）：川口市消防局、蕨市消防本部、戸田市消防本部

令和2年度（2020年度）：熊谷市消防本部、行田市消防本部、深谷市消防本部、秩父消防本部、児玉郡市広域消防本部

令和2年度（2020年度）：羽生市消防本部、蓮田市消防本部、埼玉東部消防組合消防局

令和4年度（2022年度）：坂戸市

令和5年度（2023年度）：研修会の実施（県内消防本部）

併せて、広域化に繋がる消防の連携・協力の一つである指令業務の共同運用に関する勉強会を開催しています。

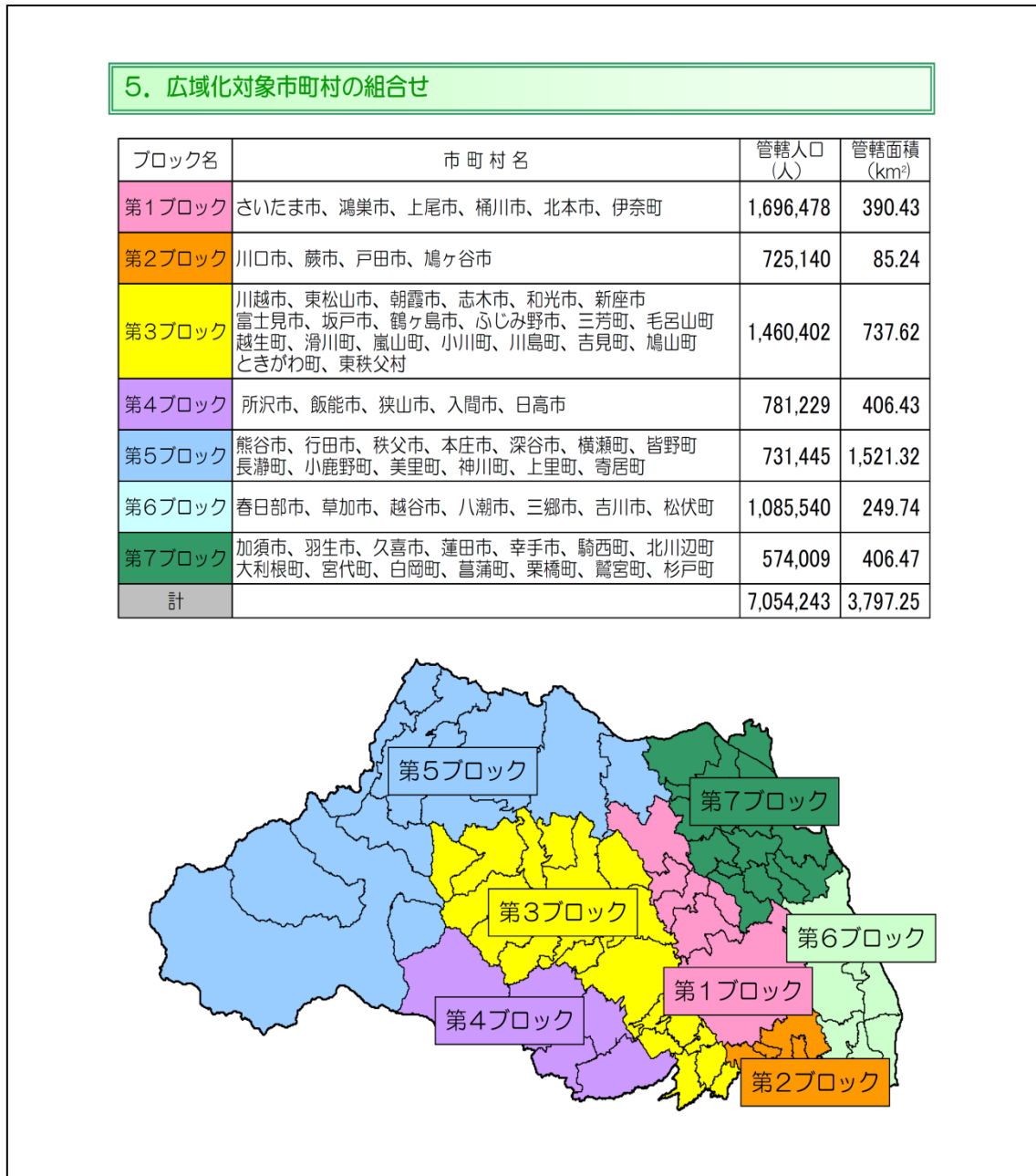
### （3）職員派遣の実施

消防広域化をめざす市町村等が、法定又は任意の広域化協議会等を開催する際、県職員が委員として参加して課題について共に検討し、他県の情報や国の動向等消防広域化に関する情報提供、消防広域化重点地域の指定に向けた助言などを行いました。

### （4）消防広域化に関する広報・啓発

埼玉県における消防広域化の進捗状況を県ホームページに掲載しました。

図2 当初計画が示した広域化対象市町村の組合せ



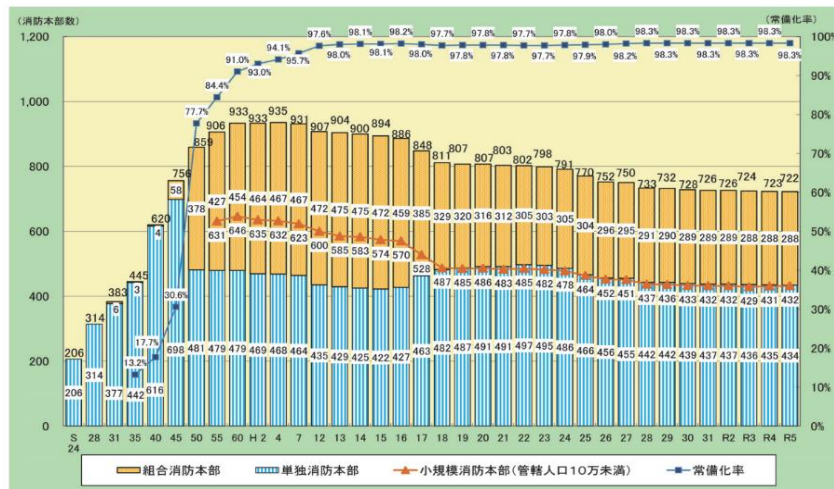
出典：埼玉県消防広域化推進計画（平成20年（2008年）3月）

## 6 消防本部数の推移

### (1) 全国の状況

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持され、消防本部及び消防署の設置が進められてきました。全国の消防本部数は206本部からはじまり、平成3年（1991年）に過去最多の936本部まで増加しましたが、平成6年（1994年）以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、令和6年（2024年）4月1日現在で720本部となっています。このうち、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部は432本部で全体の約60%を占めています。

図3 全国の消防本部数



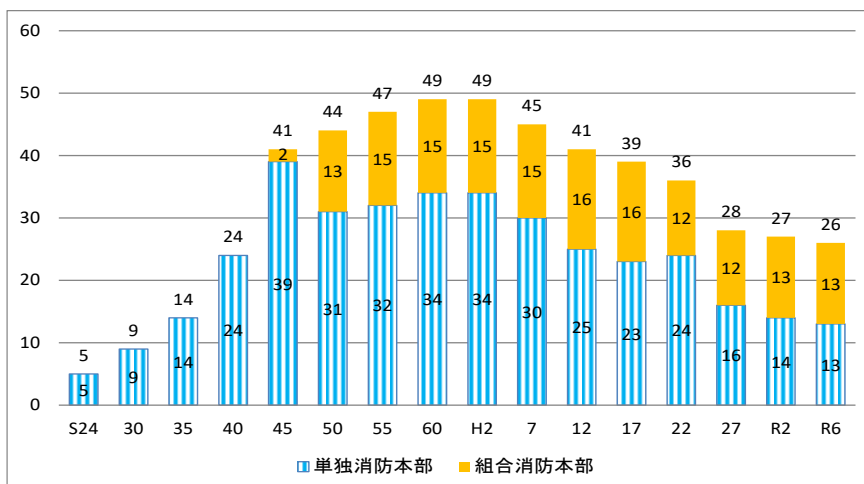
出典：令和5年版消防白書

### (2) 埼玉県の場合

埼玉県の消防本部数は、5本部からはじまり、最も多かった平成2年（1990年）で49本部まで増加しました。

その後、市町村合併や消防広域化の進展により減少し、現在26本部となっています。

図4 埼玉県の消防本部数



## 7 消防広域化に対する懸念

国では、消防広域化の阻害要因となりうる懸念とそれに対する考え方を示しています。

### (1) 広域化に伴う消防力の配置替え

**懸念** 規模が異なる消防本部が広域化を検討する場合、大きな本部にとっては広域化の相手方である小さな本部に人員や車両が流れてしまうのではないかと、また、小さな本部にとっては大きな本部に消防力が集中してしまうのではないかと。

**考え方** 広域化前の消防サービスを低下させないことを前提に、最適な消防力の配置を検討することで、広域化によって初動の出動体制が充実します。このため、総合的にみると消防力の強化が図られます。

### (2) 消防本部と市町村との関係

**懸念** 消防本部と関係市町村の防災部局や消防団との連携が取りにくくなるのではないかと。

**考え方** 市町村との連携については、各市町村と消防本部による協議会の設置や人事交流を行うことが有効です。また、消防団との連携については、消防署所に消防団との連絡調整担当を配置するなどによってつながりを維持することが重要です。

### (3) 具体的課題に対する意見の相違

**懸念** 広域化の方式や本部の位置、署所の組織体制などの調整事項が多岐に渡ることから、意見が一致せず調整できないのではないかと。

**考え方** 先例を参考にしつつ、国の消防広域化推進アドバイザー制度を活用したり、都道府県の支援を要請したりする方法が考えられます。

### (4) 財政負担のあり方

**懸念** 市町村の財政負担が増大するのではないかと。

**考え方** 財政負担の方法については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、その両方を勘案して定める方法などが考えられます。また、当面の間、現在の財政負担額を超えないように算定方法を工夫すること等により財政負担の増大を抑えることができます。

構成市町村で、地域の将来的な人口動態や消防力の見通しを踏まえ、消防力の維持・強化を図るという視点を共有した上で、十分に検討することが重要です。

### (5) 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担

**懸念** 消防広域化推進協議会を設置することとなりますが、その協議会に職員を派遣すると、従来の業務を行う職員が減り、事務負担が増大するのではないかと。また、広域化に伴う臨時的な経費が大きな負担になるのではないかと。

**考え方** 広域化に関する事務は一時的なものです。また、広域化に伴う臨時的な経費は、消防広域化支援措置として特別交付税措置が講じられています。

## 第2章 埼玉県内の消防広域化等の状況

### 1 連携・協力の進捗

(1) 連携・協力（消防指令の共同運用）を行っている消防本部

令和6年4月現在、2つの地域で消防指令の共同運用が行われています。

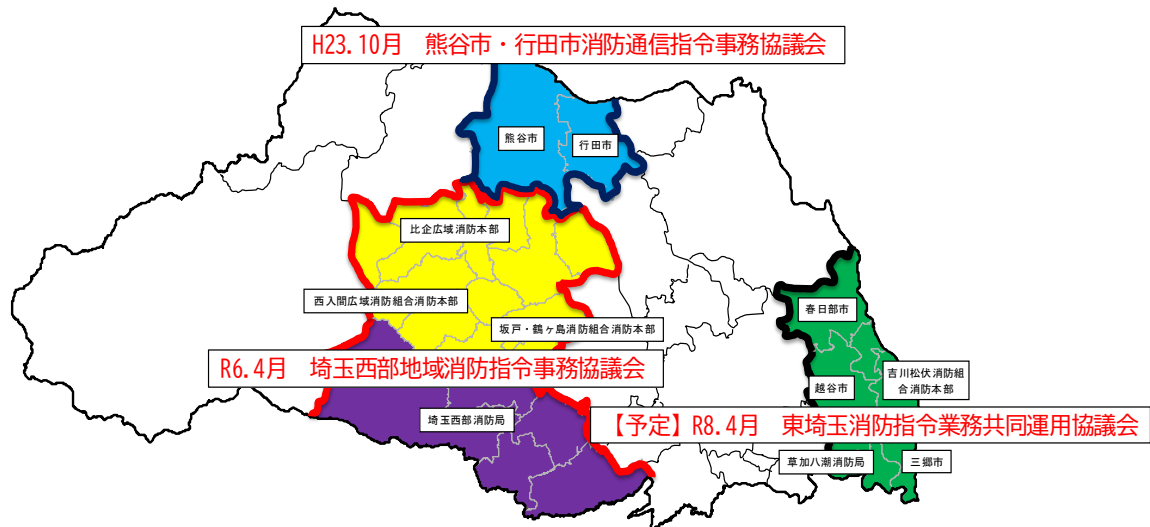
熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会 平成23年10月	熊谷市消防本部 行田市消防本部
埼玉西部地域消防指令事務協議会 令和6年4月	埼玉西部消防局 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 比企広域消防本部 西入間広域消防組合消防本部

(2) 協議会が設置されている消防本部

県東南部地域を管轄する以下の地域で、消防指令業務の共同運用に向けた協議会が設置されています。

東埼玉消防指令業務共同運用協議会	越谷市消防局 三郷市消防本部 吉川松伏消防組合消防本部 春日部市消防本部 草加八潮消防局
------------------	--

図5 指令業務の共同運用（令和6年4月現在）



## 2 消防広域化の進捗

### (1) 広域化を実現した消防本部

当初計画策定後、以下の4本部が広域化を実現し、36あった消防本部が26となりました。また、小規模消防本部は、当初計画時点で12本部ありましたが、現在6本部となっています。

埼玉西部消防局 平成25年（2013年）4月1日	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域事務組合消防本部 （飯能市・日高市）
埼玉東部消防組合消防局 平成25年（2013年）4月1日	久喜地区消防組合消防本部 （久喜市・宮代町） 加須市消防本部 幸手市消防本部（小規模消防本部） 白岡市消防本部（小規模消防本部） 杉戸町消防本部（小規模消防本部）
草加八潮消防局 平成28年（2016年）4月1日	草加市消防本部 八潮市消防本部（小規模消防本部）
上尾市消防本部 令和5年（2023年）4月1日	上尾市消防本部 伊奈町消防本部（小規模消防本部） 伊奈町が上尾市に事務委託

### (2) 広域化重点地域に指定された消防本部

令和6年4月1日現在、広域化重点地域に指定されている地域はありません。

図6 埼玉県内消防広域化の状況

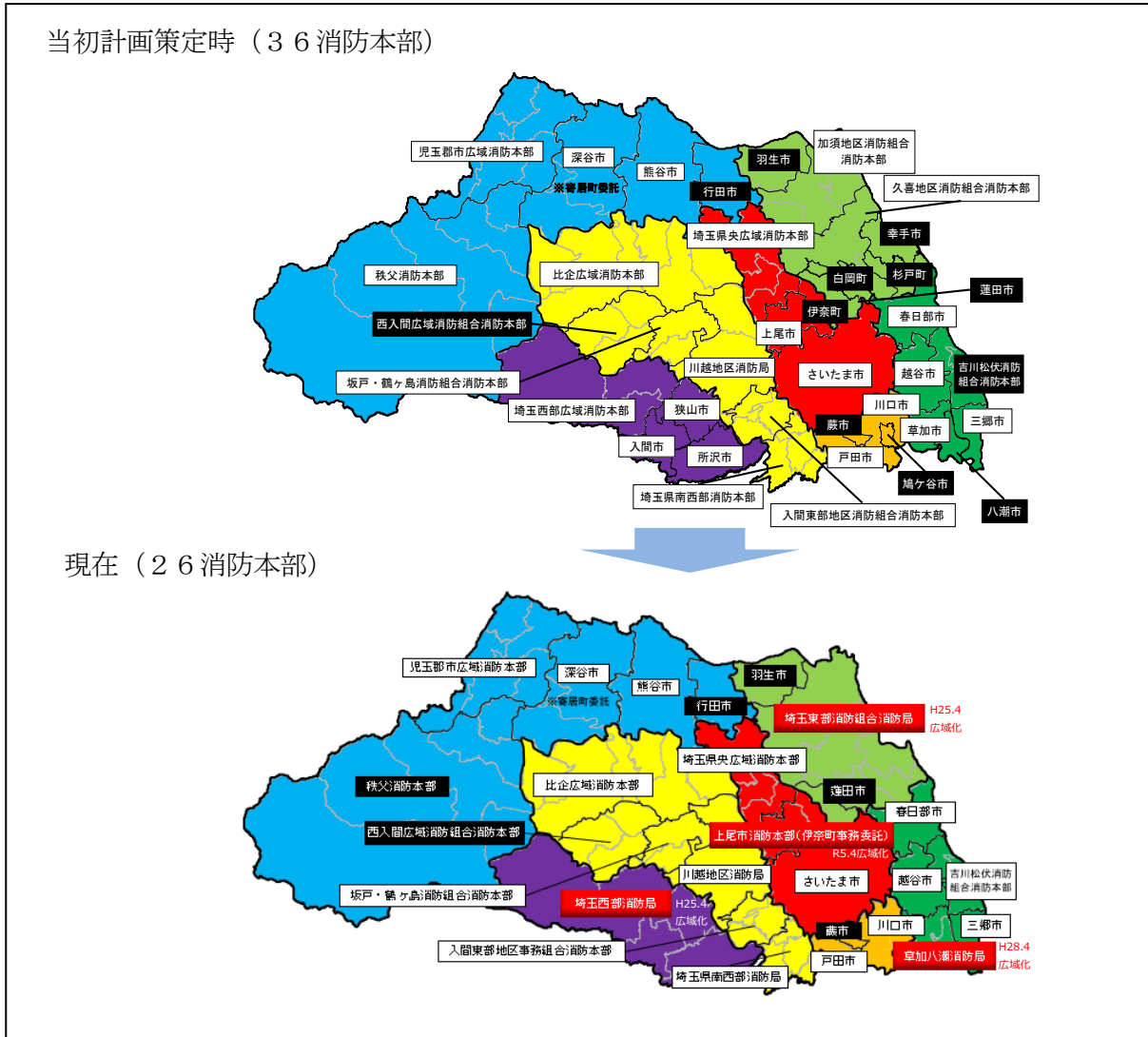


表1 埼玉県内消防本部数の推移

消防の規模	平成20年(2008年)4月1日現在				令和6年(2024年)4月1日現在			
	埼玉県		全国		埼玉県		全国	
	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比
小規模消防本部 管轄人口10万人未満	12	33%	486	60%	6	23%	432	60%
管轄人口 10万人以上30万人未満	18	50%	241	30%	12	46%	201	28%
管轄人口 30万人以上50万人未満	5	14%	52	6%	5	19%	53	7%
管轄人口50万人以上	1	3%	28	4%	3	12%	34	5%
計	36	100%	807	100%	26	100%	720	100%



### 3 広域化した消防本部が得られた効果

広域化を実現した消防本部では、以下の3点を消防広域化の効果として共通して挙げています。

なお、令和5年に事務委託方式により広域化が実現した上尾市消防本部の効果は今後検証していきます。

#### (1) 初動体制の強化 ⇒ 住民サービス向上

総職員数、車両数が増えたため、初動体制を強化することができました。火災出動において、初期の出動隊が多ければ、早期消火につながり、延焼を防止することができます。

埼玉西部消防局、埼玉東部消防組合消防局ともに、広域化前は初期出動が3～5台の消防本部がありましたが、広域化後には8～9台投入し、その後も順次増隊できる体制に強化されました。

#### (2) 職員の再配置 ⇒ 人員配備の充実

総務や指令の機能を集約し業務を整理することで生み出された消防職員を、より現場に近い部署に再配置できました。

埼玉西部消防局では、46人の消防職員を配置転換することができました。これにより、指揮隊の隊員数を2人から4人に増員できたため、各活動隊からの情報収集及び各活動隊への指示伝達といった現場指揮が、より迅速かつ的確に行えるようになりました。さらに、高度な資機材と隊員を擁する高度救助隊や飯能市や日高市での山岳遭難に対応した山岳救助隊を新設するとともに、水難救助活動（潜水業務）を行う水難救助隊を編成しました。

埼玉東部消防組合消防局では、42人を再配置することができました。これにより、高度救助隊及び水難救助隊を設置したほか、新たに3つの指揮隊を設けました。

#### (3) 高額設備の集約化、職員の研修機会増加 ⇒ 消防体制基盤の強化

高額な設備や使用頻度の高くない車両を集約化でき、経費を節減できました。

また、組織が拡大したことで職員の融通が利くようになり、より高度な技術や知識を得られる研修に参加できるようになったり、職員のモチベーションアップにつながる人事異動の選択肢が増えるなど、組織全体の活性化につながっています。

消防無線のデジタル化については、広域化前の消防本部で単独整備するよりも低廉な経費で整備できました。埼玉西部消防局では5億9千万円、埼玉東部消防組合消防局では4億6千万円の削減となっています。

表2 広域化した消防本部が得られた効果

① 住民サービス向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市境の現場への救急車到着時間が短縮</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 3～5台 → 9台出動に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.1.16 から指令を統合し直近方式に変更（市境の現場への現場到着時間が短縮）</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 5台 → 8台出動に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮（1分～2.5分）</li> <li>・火災発生時の初期出動台数 7～10台 → 全区域10台に統一</li> <li>・待機部隊の確保（ポンプ） 0～1台→4台に拡充</li> </ul>

② 人員配備の充実

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から46人を現場に配置（当時の全職員数：866人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から42人を現場に配置（当時の全職員数：640人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務及び指令部門から10人を現場に配置（当時の全職員数：329人）</li> <li>・乗換運用の救急車2隊のうち1隊を専従化</li> </ul>
業務の高度化・専門化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設</li> <li>・指揮隊の増員（2人→4人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水難救助隊、高度救助隊の新設</li> <li>・局内に救急課を設置</li> <li>・3消防署に指揮隊を新設し、4隊体制とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救助隊の新設</li> <li>・指揮隊・救助隊の人員を増員した。</li> </ul>

③ 消防体制基盤の強化

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複するはしご車、化学車の見直し</li> <li>見直し後、経費節減が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NBC部隊の専門化で資機材集約による節減</li> <li>・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えて機能向上</li> <li>・車両配置の見直しによる出動体制の効率化</li> <li>・市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消</li> </ul>
無線デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備に比較して5億9千万円の削減（総額17億4千万円→11億5千万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備に比較して4億6千万円の削減（総額13億5千万円→8億9千万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独整備と比較して5億2千万円の削減（総額7億9千万円→2億7千万円）</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員年齢構成の平準化</li> <li>・構成市の訓練施設(屋外訓練塔など)が利用可能に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員ローテーション活性化(異動先:4~11課署→23課署)</li> <li>・業務の専従化等による職員モチベーションの向上</li> <li>・消防大学校等への研修派遣の機会拡大</li> <li>・資機材の共有</li> <li>・単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕</li> <li>・訓練施設の重点運用による訓練体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員年齢構成の相互補完</li> <li>・異動先の増加(5~9課署→15課署)</li> <li>・構成市の訓練施設が利用可能に</li> </ul>
-----	---	---	--

また、以下についても効果が認められます。

#### ④緊急消防援助隊としての出動機会

緊急消防援助隊は、大規模災害発生時に迅速かつ効果的な消火や救助活動を展開するため、国の指示で都道府県の垣根を超えて出動するもので、埼玉県大隊は平成7年（1995年）の創設から令和6年（2024年）3月までに、7回の応援出動の実績があります。

緊急消防援助隊での出動を通じて、自ら所管する地域が被災した場合の大規模な応援隊を受け入れる体制に活かすことができます。

一方、緊急消防援助隊の活動は被災地への往復も含め約1週間単位で行われます。この間も、派遣元消防本部は、管内で突発的に発生する災害等に対応可能な体制を維持しなければなりません。このため、消防力にある程度の余力がないと派遣することが難しいのが現状です。

広域化した消防本部では、緊急消防援助隊の登録隊数が増え出動機会も多くなるため、受援体制の的確な構築など消防力の強化につながります。

表3 緊急消防援助隊の登録隊数と出動実績

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30~50万人	管轄人口 10~30万人	管轄人口 10万人未満
消防本部数	3	5	12	6
登録隊数	平均36隊	平均14隊	平均7隊	平均4隊
出動実績	平均5.0回	平均2.6回	平均1.9回	平均0.3回

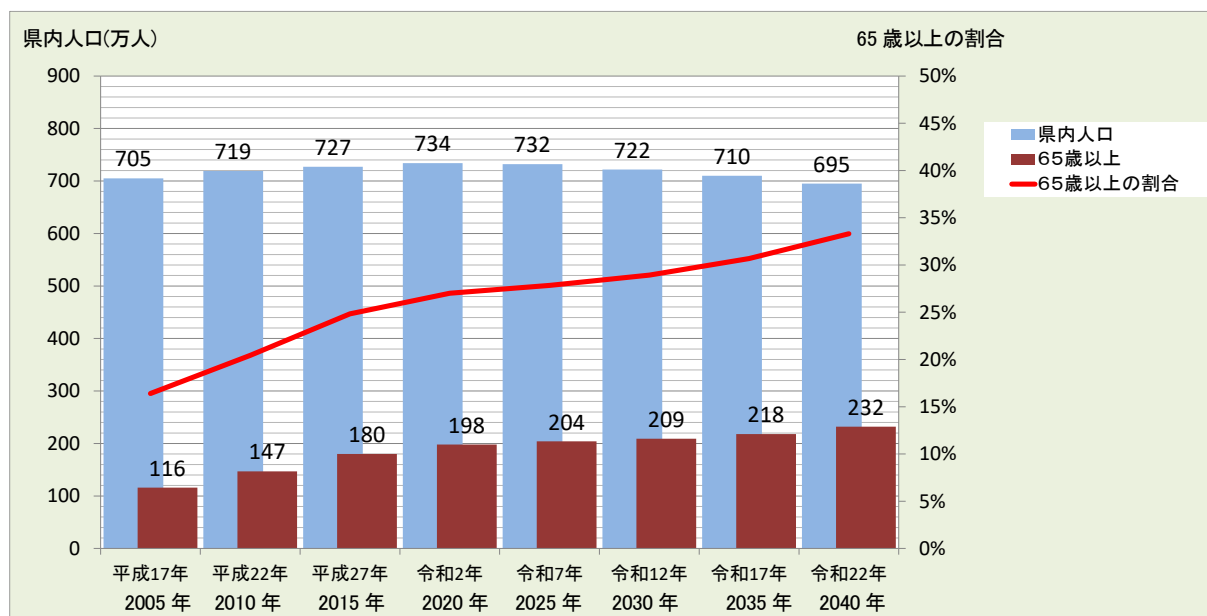
### 第3章 市町村消防の現況及び将来の見通し

#### 1 人口動態の変化

埼玉県は、令和2年（2020年）の国勢調査では734万人です。また、65歳以上の高齢者は198万人で、県人口の27%を占めています。これは、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画が策定されたときに参考にした平成17年（2005年）時点と比較すると、総人口で4.1%の増、高齢者人口は、71.4%増と大幅な伸びとなっています。

今後の県内人口は、令和2年（2020年）の734万人をピークに、急激に下がるものと予想されます。令和22年（2040年）には700万人を下回り、令和2年（2020年）の5.3%減になる一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が続き、令和17年（2036年）には高齢者の割合は30%を超えるものと見込まれています。

図7 県内人口の推移



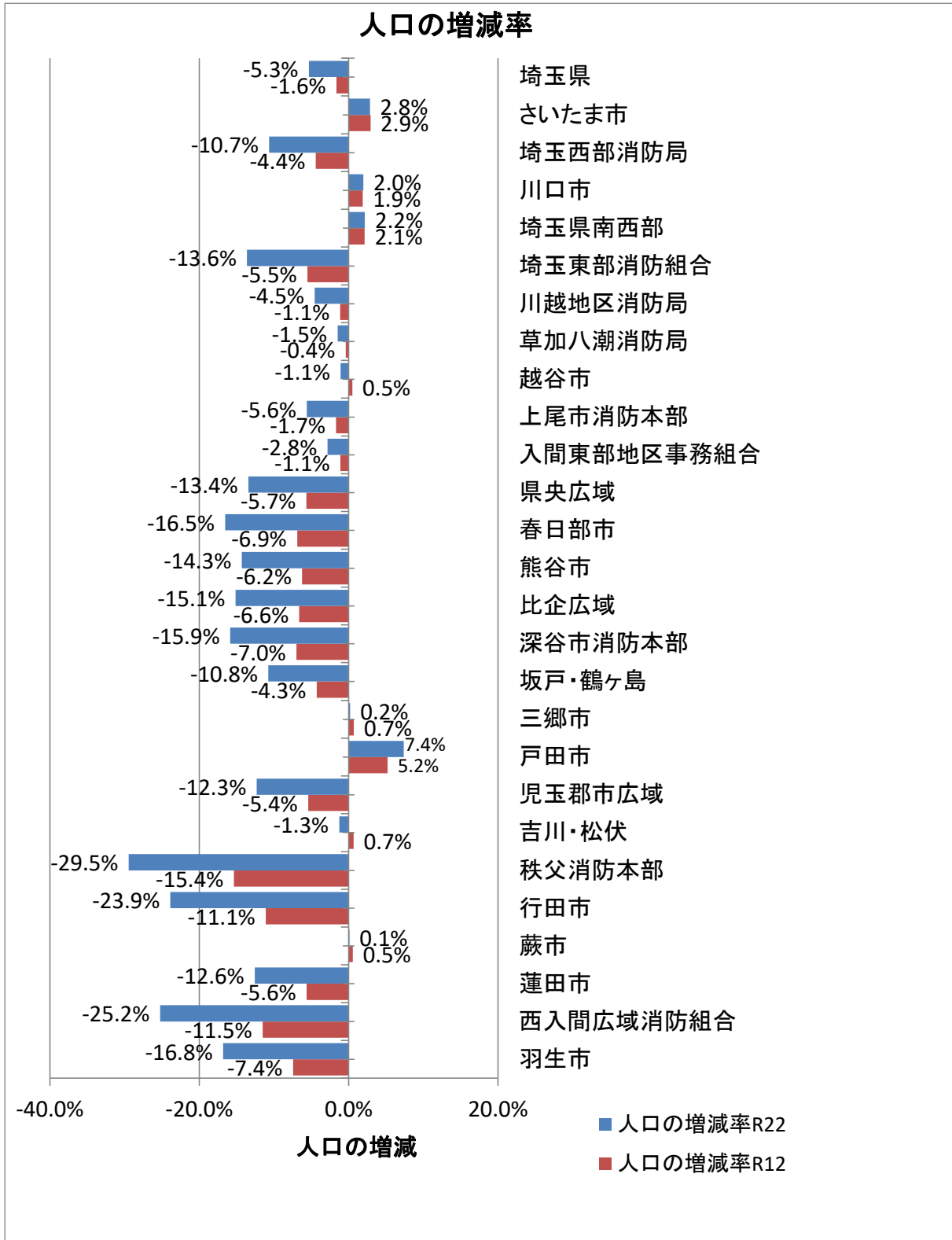
出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・令和5年版」

県内の消防本部ごとの人口の増減についてみると、令和2年（2020年）と令和12年（2030年）を比較すると、埼玉県全体でも1.6%の減少となり、約70%の消防本部において人口が減少することが見込まれます。令和2年と比較し令和12年に管轄人口が10%以上減少する消防本部が3消防本部見込まれ、令和22年には令和2年と比較し管轄人口が15%以上減少する消防本部が7消防本部見込まれます。

人口減少と高齢化の急速な進行により、生産年齢人口の割合は減少していくことが予想されています。生産年齢人口の減少に伴い、財源の確保もさらに厳しい状況になっていくと考えられます。

図8 消防本部別人口の推移予測

令和2年度（2020年度）を100%とした10・20年後の増減



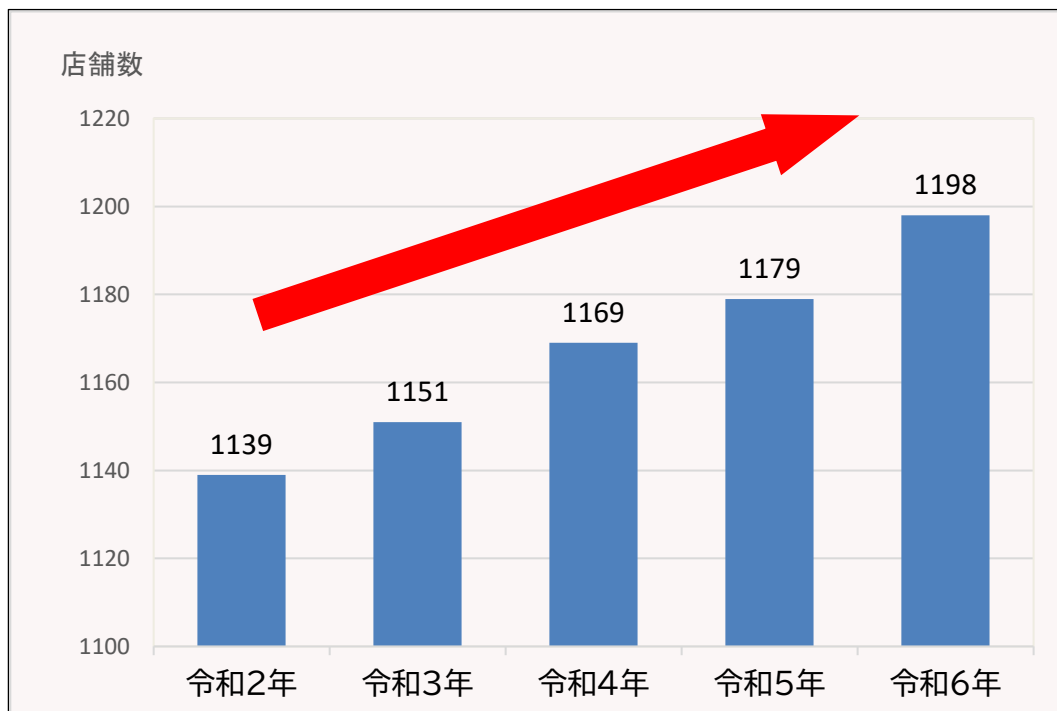
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・令和5年版」を基に試算した。

## 2 火災出動

火災出動は火災自体の減少にともない長期的にやや減少傾向にあります。埼玉県内では、令和4年（2022年）を10年前と比較すると、2,501件から1,701件となり、ほぼ3分の2になっています。さらに、平成30年（2018年）以降は年間2,000件を下回る件数で推移しており、今後もこの傾向が続くと推測されます。

一方、県内では大規模小売店舗の増加により、立入検査など火災予防の取組を含め、こうした施設での災害に対応していく必要があります。

図9 埼玉県の大規模小売店舗数の推移



埼玉県商業・サービス支援課HPから作成



三芳町大規模倉庫火災（平成29年（2017年）2月16日）

### 3 救急出動

一般に高齢者ほど救急搬送率は高く、高齢者人口が増えると、救急搬送が増えると考えられています。

令和4年（2022年）の埼玉県内の救急隊の出動は約42万件で、人口1,000人あたりに換算すると56件になります。平成24年（2012年）は約43件でしたので救急搬送の需要が増加していることがわかります。

今後も高齢化の進展や感染症の流行等を背景に、引き続き救急需要の増大が懸念されています。

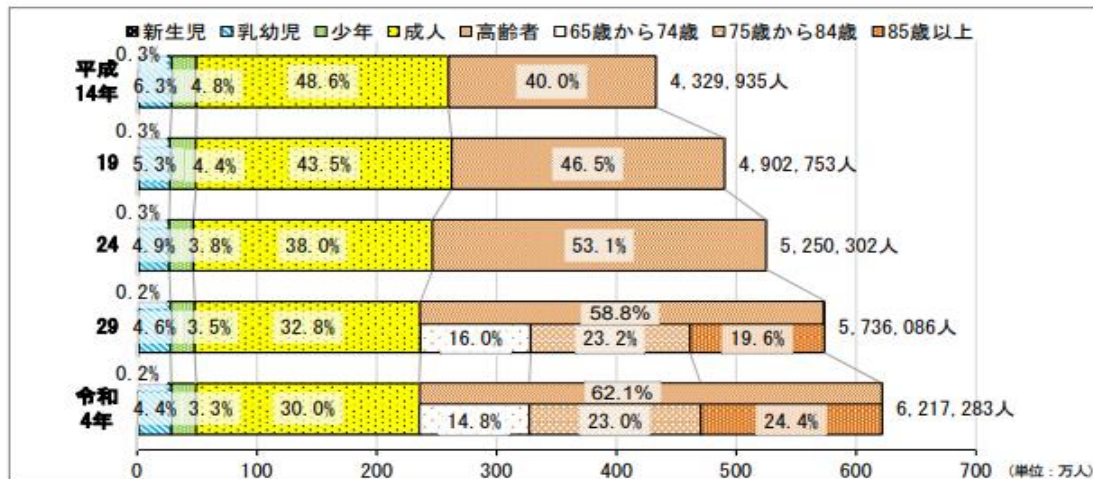
このまま救急事案が増加していくと、現状と同様程度の救急搬送体制を継続するためには、救急隊の大幅な増隊が必要となります。

特に、小規模消防本部は、救急隊が少ないため、熱中症などで救急要請が増加すると、近隣本部に応援を要請して対応することとなります。しかし、今後救急需要がさらにひっ迫してくると、近隣本部に応援隊を送る余力がなくなり、小規模消防本部の要請に応じられなくなる事態が考えられます。

### 4 救助出動

埼玉県内の救助出動は、令和4年（2022年）が6,423件で、平成24年（2012年）の3,721件と比較すると約1.7倍増加しています。特に建物等による事故が増加している傾向があります。

図10 年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



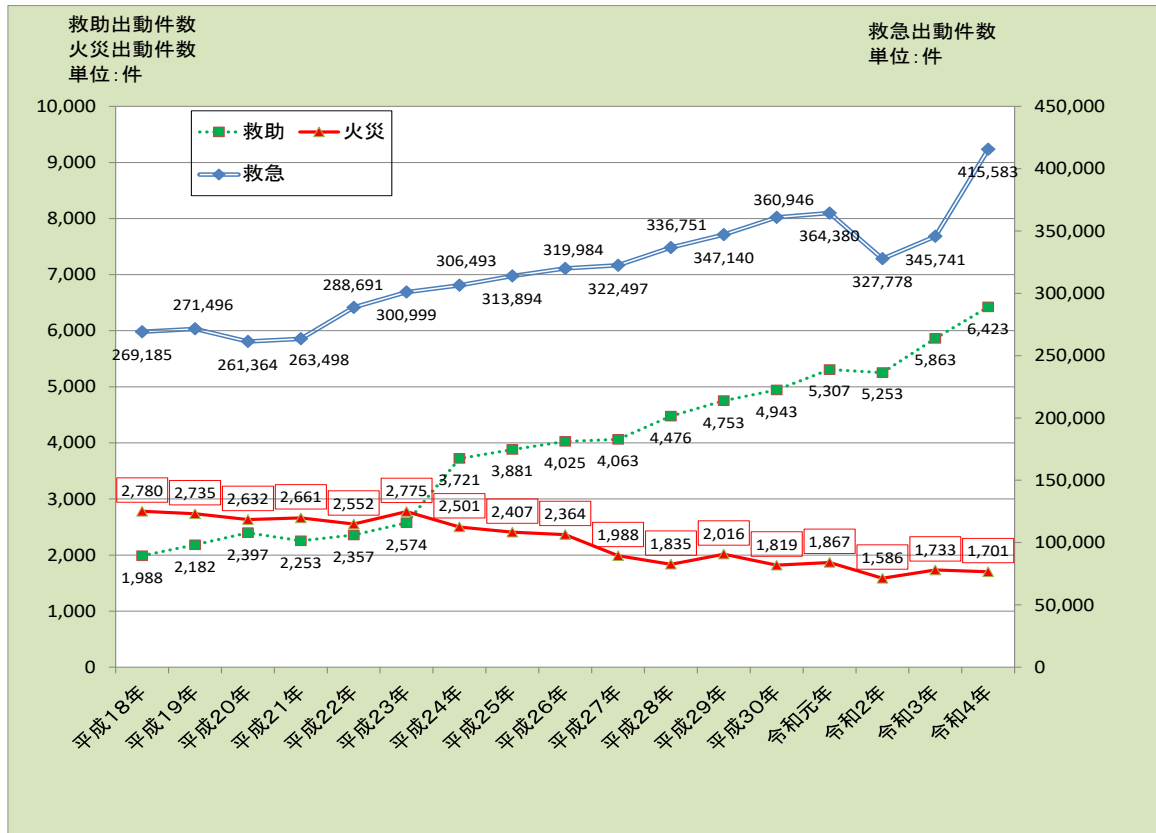
1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 年齢区分の定義

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18歳以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者
  - ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者
  - イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者
  - ウ 85歳以上 満85歳以上の者

出典：総務省消防庁「令和5年版 救急・救助の現況」

図 1 1 県内消防本部の出動件数の推移



出典：埼玉県「令和4年消防年報」（令和5年度）

## 5 災害の激甚化、頻発化、大規模化

災害が大規模化、多様化しており、令和6年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にあります。

県内でも令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等により大きな被害を受けています。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が現れており、重要な問題であります。

最も大きな災害としては、首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模地震が想定されます。政府の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内の発生確率は、首都直下地震で70%程度、南海トラフ地震で70～80%程度となっています。地震は、発生日時や規模の予測が極めて困難なため、被災状況に合わせた体制を迅速に整え、いち早く活動を開始することが難しい災害です。

その他、各地で頻発する集中豪雨により多大な被害が発生しているため、その対応も必要となっています。

災害の多様化としては、NBC災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)やテロ災害などが挙げられます。これらの災害は、短時間で多くの市民に被害が及ぶ可能性があるため、備えを強化していく必要があります。



## 第4章 消防の連携・協力の推進

### 1 連携・協力の必要性等

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について複数消防本部による連携・協力を推進することが必要であり、消防の広域化の実現につながるものと考えられます。

国は、連携・協力の効果について、以下の点を挙げています。

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・人員の効率的な配置、現場要員の増強
- ・消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上

さらに、消防の連携・協力を進めることで、

- ・職員間のつながり、意識の共有
- ・広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

など消防広域化を実現していくための下地が作られるとしています。

### 2 連携・協力の具体例

消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであることを十分認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、広い視野で検討することが必要とし、国は、県の推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力として7つの具体例を示しています。

#### ①高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の導入経費及び維持管理経費の節減につながる財政的な面で効果の高い取組であるといえます。

また、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立できることや、消防本部間で様式を統一することによって災害情報の統計資料としての活用も容易になります。

さらに、多くの消防本部で共同運用されれば、より高度な指令機器の導入が可能となります。指令業務が効率化され、指令スタッフが増えることから、災害発生時に多数の119番通報があった場合でも対処できる等の効果も見込まれます。

指令設備の整備とともに、管轄区域を超えて現場に最も近い署所の隊が指令を受けて出動する直近指令を導入すれば、現場到着時間の短縮にも繋がります。

県内では、先に記載したとおり以下の2地域で取り組んでいます。

## 県民コメント（閲覧用・配布用資料）

- ・熊谷市消防本部及び行田市消防本部
- ・埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部及び西入間広域消防組合消防本部

### ＜高機能消防指令センターの全県一区運用について＞

指令の共同運用は、一般的に、規模が大きいほど高い効果が見込まれます。このため、国では、全県一区での運用を理想としています。

全県一区運用を実現するには、県内すべての市町村及び消防本部が指令の共同運用を必要と考えることが求められます。

一方、指令設備の更新時期がまちまちであることから、全県一区での共同運用を実施する場合、一部の市町村では、更新予定時期よりも早く更新することになります。

ただし、毎年発生する維持管理費用、10年ごとにやってくる全部更新にかかる費用などを長期的に積算し、比較すると、更新予定時期よりも数年早いタイミングで指令の共同運用に参加した場合でも、必要経費の低廉化が期待できます。

まずは、近隣消防本部で指令の共同運用を進め、全県一区での共同運用への機運を高めながら、県内のほぼすべての消防本部からコンセンサスを得られた段階で、その実現に向けて具体的に検討を進めていくことが適切であると考えます。

表4 県内消防本部の指令設備更新の予定時期

広域化ブロック	消防本部名	整備方法	前回整備時期	次回更新予定	備考	
第1	さいたま市	リース	平成28年度	令和9年度	令和4年度部分更新実施済	
	上尾市	リース	平成25年度	令和9年度		
	埼玉県央広域	買取	平成24年度	令和8年度		
第2	川口市	買取	令和5年度	令和17年度	令和12年度部分更新	
	蕨市	買取	平成11年度	令和11年度		
	戸田市	買取	平成26年度	令和12年度		令和7年度部分更新
第3	川越地区	買取	平成26年度	令和7年度	令和6・7年の2箇年で更新 令和10年度頃オーバーホール	
	埼玉県南西部	買取	令和3年度	令和16年度頃		
	入間東部地区事務組合	買取	平成25年度	令和7年度		
	坂戸・鶴ヶ島消防組合	買取	令和6年度	未定		共同運用
	比企広域	買取	令和5年度			
西入間広域消防組合	買取	令和5年度				
第4	埼玉西部消防局	買取	令和5年度			
第5	熊谷市	買取	平成20年度 平成23年度 平成26年度 平成30年度 令和7年度	令和10年度	令和7年度部分更新	
	行田市	買取				
	深谷市	買取	平成28年度	未定		令和7年度部分更新
	秩父消防	買取	平成30年度	令和15年度		
	児玉郡市広域	買取	令和3年度（部分更新）	未定		令和8・9年度部分更新
第6	春日部市	買取	平成27年度	令和8年度	令和8年度に共同整備予定	
	越谷市	買取	平成28年度	令和7年度		
	三郷市	買取	令和4年度	令和8年度		
	吉川松伏消防組合	買取	平成27年度	令和7年度		
	草加八潮消防局	買取	平成27年度	令和7年度		
第7	羽生市	買取	平成27年度	令和14年度	令和6年度部分更新実施	
	蓮田市	買取	平成25年度	令和8年度		
	埼玉東部消防組合	買取	平成26年度	令和7年度		令和2年度部分更新

②消防用車両、資機材の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両やNBC関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについては、一定の圏域内で共同して整備することで、購入費・維持管理費を効率化することができます。

県内での実績はありませんが、他県においては取組事例があります。

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要があります。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技術の向上が図られます。

④特殊な救助等専門部隊の共同設置

複数の消防本部が高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応部隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備することにより、特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等を図ることができます。

⑤専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができます。

⑥訓練の定期的な共同実施

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施することにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものに行うことができます。

⑦現場活動要領の統一

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有することにより、知識や技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等を図ることができます。

3 連携・協力の推進

消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難であるなど、実現には時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となります。

平成31年以降、全国で広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられています。

県内でも、令和5年4月から広域化が始まった上尾市と伊奈町は消防指令の共同運用から発展し広域化が実現しました。

このことから、県でも、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある小規模な消防本部をはじめ、積極的に消防指令の連携・協力を推進していきます。

#### 4 県の取組

県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村に対し、検討段階での支援や、国や県の財政支援制度等の情報提供、指令システム基礎情報の収集・情報提供、協議会等への参画による人的支援を行い、その取組を後押しします。

連携・協力の取組は多岐にわたることから、成功した事例などについても、市町村に情報提供を行います。

## 第5章 消防広域化の推進

県内消防本部の現状及び課題、今後の消防需要などを考えると、規模が小さい消防本部であるほど、将来にわたって、質の高い消防サービスを県民に提供していくことが難しくなることを見込まれます。

こうした状況を踏まえ、市町村の消防広域化を引き続き推進していく必要があります。

広域化の推進にあたっては、検討が円滑に進むよう、地域の実情に応じて必要な場合には、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から地域の核となる中心消防本部を定めるなど、当該消防本部の同意を得て検討してまいります。

### 1 広域化のめやす

国の基本指針では、全県一区での広域化を理想的な消防本部のあり方の一つとして、管内人口30万人以上の規模を広域化の目標とされています。

一方、県では、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを生かせる規模の人口を有する消防本部の規模感とし、ほぼ政令市程度であると考え、当初計画を策定した平成20年3月から取り組んできました。

### 2 広域化対象市町村の組み合わせ

#### (1) ブロック数及び市町村の組合せ

「基本指針」では、県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを定め、計画の推進期限までに広域化すべき組合せを定めることとしています。併せて消防の連携・協力を実現している地域などの状況を考慮して、広域化対象市町村の組み合わせを検討することとしています。

将来にわたり盤石な体制で消防力を維持するため、本計画では、県内1ブロック化を理想的な形としながらも、県内を管轄人口が政令市程度の規模となるようブロックに分けて、前述のとおりこれまで7つのブロックによる消防広域化を積極的に支援してきました。

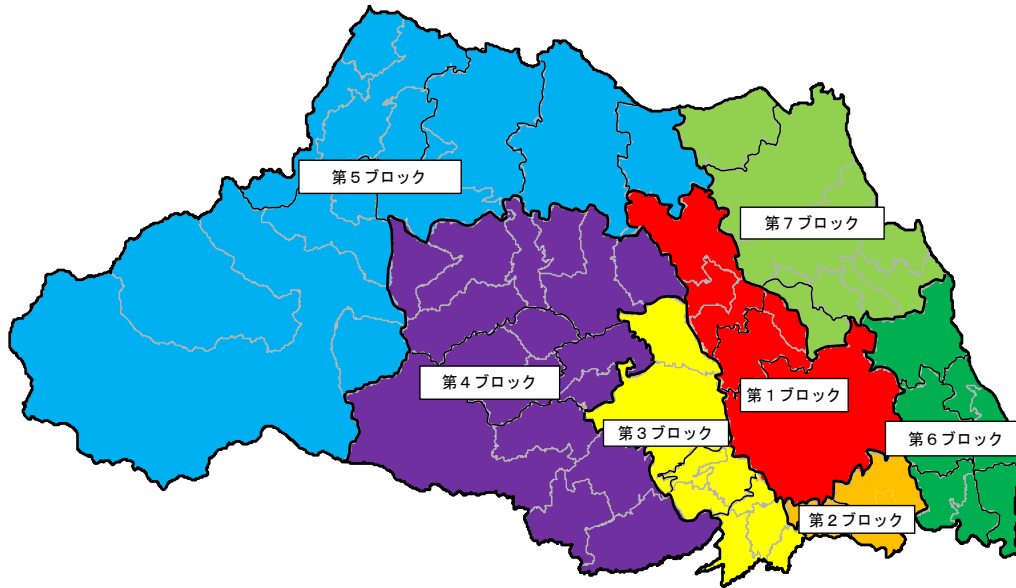
この7つのブロックは、平成20年の当初計画策定時に検討を重ね、各市町村の自主性を重んじつつ消防の広域化を支援していくために検討されたものであり、すでに各市町村に浸透している7つのブロックをさらに細分化することはいたしません。

このうち1つのブロックでは、ブロックの全構成市による広域化を実現したほか、このブロックを基本として様々な形で広域化が進展、若しくは消防指令の共同運用に向けた検討が進められています。また、ブロックの垣根を越えて消防指令の共同運用が開始された地域も存在します。

そこで、7つのブロック数は変えることなく、消防指令の共同運用が開始された地域を考慮し、一部のブロックの組み合わせを変更して、本計画推進期間を通じて、広域化すべき組合せである7ブロックでの広域化をめざすこととします。

なお、このブロックすべてが広域化を実現すると、埼玉県内の消防本部は、管轄人口、消防職員数ともに全国で30位以内の規模となります。

図12 新たな消防広域化対象市町村の組合せ



ブロック名	市町村名	管轄人口(人)	管轄面積(km <sup>2</sup> )
第1ブロック	さいたま市、上尾市※、 埼玉県中央広域(鴻巣市・桶川市・北本市)	1,877,635	390.3
第2ブロック	川口市、蕨市、戸田市	824,124	85.3
第3ブロック	川越地区(川越市・川島町)、 埼玉県南西部(朝霞市・志木市・和光市・新座市)、 入間東部地区(富士見市・ふじみ野市・三芳町)、	1,107,669	261.7
第4ブロック	埼玉西部消防局(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市) 比企広域(東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村)、 坂戸・鶴ヶ島(坂戸市・鶴ヶ島市)、 西入間広域(毛呂山町・越生町・鳩山町)	1,182,206	882.1
第5ブロック	熊谷市、深谷市※、行田市、 秩父(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)、 児玉郡市広域(本庄市・美里町・神川町・上里)	667,343	1,522.2
第6ブロック	春日部市、越谷市、三郷市、草加八潮(草加市・八潮市)、 吉川松伏(吉川市・松伏町)	1,161,338	249.7
第7ブロック	羽生市、蓮田市、 埼玉東部(加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)	557,365	406.4

※ 深谷市は寄居町の消防事務を、上尾市は伊奈町の消防事務を受託している。

※ 管轄人口は全国消防長会「令和6年版消防現勢」、管轄面積はR6.4月 国土地理院調べ

# 県民コメント（閲覧用・配布用資料）

表5 管轄人口上位30位（令和6年（2024年）1月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	管轄人口
1	東京消防庁		13,794,328
2	横浜市消防局	○	3,751,213
3	大阪市消防局	○	2,757,642
4	名古屋市消防局	○	2,296,979
5	札幌市消防局	○	1,956,928
6	福岡市消防局	○	1,593,919
7	川崎市消防局	○	1,529,136
8	神戸市消防局	○	1,499,510
9	京都市消防局	○	1,379,529
10	さいたま市消防局	○	1,345,012
11	広島市消防局	○	1,254,960
12	仙台市消防局	○	1,066,362
13	千葉市消防局	○	978,899
14	堺市消防局	○	925,360
15	北九州市消防局	○	921,044
16	静岡市消防局	○	851,663
17	奈良県広域消防組合消防本部		848,490
18	浜松市消防局	○	788,985
19	埼玉西部消防局		770,001
20	熊本市消防局	○	769,668
21	新潟市消防局	○	767,565
22	相模原市消防局	○	717,861
23	岡山市消防局	○	709,018
24	船橋市消防局		648,331
25	枚方寝屋川消防組合消防本部		619,957
26	川口市消防局		606,315
27	鹿児島市消防局		595,042
28	姫路市消防局		561,829
29	衣浦東部広域連合消防局		535,044
30	岐阜市消防本部		534,286

第1ブロック	1,877,635人
第2ブロック	824,124人
第3ブロック	1,107,669人
第4ブロック	1,182,206人
第5ブロック	667,343人
第6ブロック	1,161,338人
第7ブロック	557,365人

出典：全国消防長会「令和6年版消防現勢」

# 県民コメント（閲覧用・配布用資料）

表6 消防職員数上位30位（令和6年（2024年）4月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	職員数
1	東京消防庁		18,748
2	横浜市消防局	○	3,853
3	大阪市消防局	○	3,625
4	名古屋市消防局	○	2,435
5	札幌市消防局	○	1,814
6	京都市消防局	○	1,628
7	神戸市消防局	○	1,616
8	川崎市消防局	○	1,455
9	さいたま市消防局	○	1,358
10	広島市消防局	○	1,353
11	奈良県広域消防組合消防本部		1,258
12	仙台市消防局	○	1,140
13	福岡市消防局	○	1,085
14	堺市消防局	○	1,058
15	静岡市消防局	○	1,041
16	北九州市消防局	○	996
17	千葉市消防局	○	964
18	新潟市消防局	○	920
19	浜松市消防局	○	896
20	埼玉西部消防局		875
21	熊本市消防局	○	809
22	岡山市消防局	○	798
23	相模原市消防局	○	783
24	とがち広域消防局		696
25	船橋市消防局		682
26	岐阜市消防本部		651
27	枚方寝屋川消防組合消防本部		649
28	駿東伊豆消防本部		627
29	川口市消防局		600
30	姫路市消防局		598

出典：全国消防長会「令和6年版消防現勢」



### 3 小規模消防本部の解消等

県内に6本部ある小規模消防本部については、特に消防広域化等の推進を後押ししていくものとします。

また、今後管轄人口が大きく減少する消防本部についても消防広域化に向けた検討が進むよう支援していきます。

### 4 ブロックを超えた広域化

今後、関係市町村間の協議の結果や諸般の情勢の変化により、広域化対象市町村の組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくる場合もありうると考えられます。

上記（1）で示したブロックの枠を超えた形での消防広域化が進行した場合、関係市町村の意見を聴きながら広域化対象市町村の組合せを変更していきます。

#### ※参考 消防広域化の実施手順

消防広域化の実施手順を大きく分けると以下の4つになります。

本県で広域化を実現した消防本部は、約5年間をかけて新たな体制をスタートさせました。

#### 1 消防広域化協議会の設立

↓  
複数市町村で消防広域化に向けての意思統一がなされたら、構成市町村長などをメンバーとする消防広域化協議会を設立します。なお、下部組織として、幹事会、専門部会をおきます。

#### 2 広域消防運営計画の策定

↓  
上記1の協議会において、「広域消防運営計画」を策定します。広域化の方式、組織形態、職員の処遇、経費負担、消防団等との連携などについて規定します。

#### 3 一部事務組合や広域連合の設立 または 事務委託契約の締結

↓  
具体的な事務手続きについては、広域化の方式により異なります。いずれの場合も、構成市町村議会の議決が必要です。一部事務組合や広域連合の場合、県知事あてに設立許可申請を行い、設立許可を受ける必要があります。

#### 4 その他

条例を含む例規の制定、予算の準備、議員の選出、住民への周知などがあります。

## 第6章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

### 1 県の取組

消防組織法において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等を行うものと定められています。これを踏まえ、県では、本計画に基づき、自主的な市町村の消防の広域化をの推進のために必要となる支援や県民及び関係者等への情報提供、普及啓発を行います。

#### (1) 広域化へ向けての支援

- ・市町村向け説明会の開催

県は、市町村担当部局及び消防本部に対し、本計画の内容及び消防広域化の効果についての理解を深めるため、説明会を開催します。

- ・広域化ブロック勉強会の開催支援

広域化ブロックごとの勉強会開催を支援します。

また、各ブロックにおいて消防広域化の阻害要因となっている懸念や課題を抽出し、その解決に向けて助言などの支援を行います。

#### (2) 消防広域化重点地域の指定

県は、消防広域化に向けた機運がある市町村を消防広域化重点地域に指定し、その自主的な取組を支援します。また、国や県の財政支援制度等について情報提供を行います。

#### (3) 広域化に取り組む市町村、消防本部への支援

- ・職員の派遣

法定又は任意の広域化協議会等に対し、県職員を派遣します。

- ・協議会等開催経費の支援

法定又は任意の広域化協議会開催にかかる事務経費の一部を補助します。

#### (4) 広域化後消防本部への支援

- ・事務処理等実務への助言

広域化に伴う消防の行財政事務や一部事務組合等の再編・統廃合など事務全般に関する相談を受け、問題解決を支援します。

#### (5) 消防広域化についての情報提供

- ・消防広域化に関する広報・啓発

県内消防本部の広域化について、県ホームページなどにより情報提供します。

#### (6) 広域化の進捗にあわせた計画変更

- ・ブロックの枠を超えた広域化

本計画27ページの図12にて示したブロックの枠を超えた組合せの市町村間において、消防広域化の機運が高まり、消防広域化重点地域への指定が見込

まれる状況に至った場合、県は広域化対象市町村の組合せを変更し、必要な支援を受けられるようにします。

・連携・協力対象市町村の指定

指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村への連携・協力対象市町村の指定についても上記と同様の扱いとします。

## 2 国が行う財政支援

国では、基本指針に基づき、広域化を実現した市町村に対する財政措置を講じています。

### ○消防広域化準備経費（特別交付税）

消防広域化等の準備に要する経費を対象

適用例：広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、  
連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金

### ○消防広域化臨時経費（特別交付税）

消防の広域化等に伴い、臨時的に必要となる経費を対象

適用例：消防本部、施設の統合に伴う通信施設・設備に関する経費、  
本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費、  
共同部隊の設置に必要な装備

### ○緊急防災・減災事業債（令和7年度（2025年度）まで）

広域消防運営計画等に基づき整備する施設等の整備費用を対象

適用例：消防署所等の増改築、高機能消防指令センター、  
消防本部の統廃合による効率化により、機能強化を図る消防用車両

### ○施設整備費補助金、緊急消防援助隊補助金

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備について、補助金の交付決定に当たって、特別の配慮を行う。

※参考 広域化における財政支援の活用事例

広域化を実現した消防本部では、県や国の支援制度を活用して、指令施設の統合、被服の整備、看板架替えなど広域化に伴う準備を、市町村の財政負担を抑えながら実施しています。

消防広域化に要した経費

	事業費 (千円)	主な内容	うち支援制度の活用 (千円)
埼玉西部消防局	1, 111, 320	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信指令施設の統合</li> <li>・内部事務システム変更</li> <li>・被服整備</li> <li>・無線周波数変更事務</li> </ul>	県補助金：40,000 防災対策事業債： 774,600 特別交付税：148,363
埼玉東部消防組合 消防局	1, 355, 529	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む)</li> <li>・OAネットワーク統合</li> <li>・被服整備</li> <li>・内部事務システム変更</li> </ul>	県補助金：33,000 緊防債：1,274,700 特別交付税：26,569
草加八潮消防局	697, 953	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む)</li> <li>・内部事務システム変更</li> <li>・被服整備</li> </ul>	県補助金：40,000 緊防債：604,500 特別交付税：25,919

※県補助金

県は、地域資源や強み等を生かして地域づくりに取り組む市町村に対し、「埼玉県ふるさと創造資金」により財政的支援を行っています。

上記の3つの消防広域化では、財務や給与などの共同処理体制のためのシステム構築が、市町村の効率的、効果的な行政運営に資する事業として財政支援の対象となりました。

埼玉県ふるさと創造資金

3 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

【補助対象事業】 地方公共団体相互間の協力（職員の派遣を除く。）及び地方公共団体の組合による新たな連携並びに複数の市町村が任意に行う新たな連携による市町村の効率的・効果的な行政運営に資する事業

【補助率】 2分の1以内

【補助限度額】 上限額 50,000 千円

埼玉県ふるさと創造資金の事業内容については、令和5年4月1日現在。

## 第7章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制の整備、事務処理が行われることが重要となります。

基本指針では、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策として以下のような事項について、構成市町村間等において十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとされています。

#### (1) 組合方式による場合

- ・ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ・ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ・ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ・ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

#### (2) 事務委託の方式による場合

- ・ 委託料に係る基本的なルール
- ・ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 第8章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号9）」の第37条に基づき、原則として、一市町村に一団を置くこととされています。

基本指針では、以下のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である、としています。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

- ・構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置・定例的な連絡会議の開催等
- ・常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

## 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが求められます。

基本指針では、以下の方策を参考としつつ、地域の実情に講じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である、としています。さらに、広域化に係る協議の際に以下の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとしています。

- ・夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・総合的な合同防災訓練の実施
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

### 消防広域化推進計画の推進期限

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の推進期限を準用します。